

○藤枝もったいない倶楽部登録者取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、藤枝もったいない倶楽部登録者（以下「登録者」という。）の取扱いに関し必要な事項を定め、藤枝市（以下「市」という。）及び藤枝市もったいない運動推進委員会（以下「推進委員会」という。）が取り組む「藤枝市もったいない運動」を円滑に推進するため、組織の適正を図ることを目的とする。

(範囲)

第2条 この規程において登録者とは、市長が、藤枝市もったいない運動を推進していく上、必要と認め承認された者をいう。

(登録)

第3条 登録は、藤枝もったいない倶楽部登録通知書の交付をもって行う。

(登録期間)

第4条 登録期間は、特に定めない。

(協力事項)

第5条 藤枝もったいない倶楽部登録者は、次の各号に掲げた内容に協力すること。

- (1) 「藤枝市もったいない運動」を積極的に取り組むこと。
- (2) 登録者が実施する環境保全活動等の開催について、市及び推進委員会に対して、情報提供に努めること。
- (3) 市又は推進委員会の名称を使用し、信用を傷つけたり、不名誉となるような行為をしないこと。

(登録の解除)

第6条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を解くことができる。

- (1) 自己の都合により登録を解除する旨を申し出た場合。
- (2) 登録者として、ふさわしくない非行があった場合。
- (3) 藤枝もったいない倶楽部登録制度運用規程第2条第2項ただし書きに規定する団体であることが登録後に判明した場合。
- (4) その他市長が必要と認めた場合。

2 登録の解除は、解除通知書(様式第1号)の交付をもって行う。ただし、自己都合

による場合は、解除通知書は発行しない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年12月17日から施行する。